

- 1 市内とは、市内に住所を有する個人若しくは法人又は団体（市内に事務局を置き、構成員の過半数が市内に住所を有するものに限る。）が使用する場合をいい、市外とはその他の場合をいう。
- 2 使用目的・内容等が飲食を主とする会合、物品等の販売を目的とする営利活動等の場合は、施設の使用はできません。